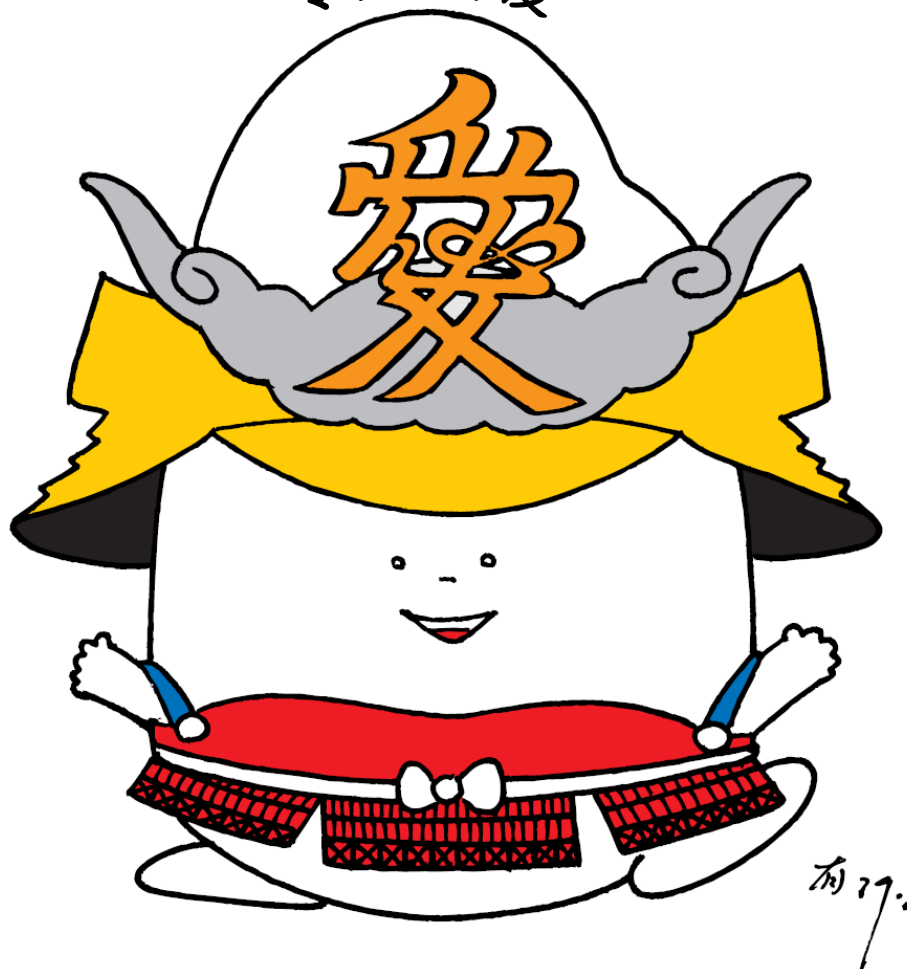


保育園・認定こども園入園案内

令和9年度



募集期間 令和8年10月1日から10月22日まで

<受付場所>

市役所子育て支援課(本庁舎)、大和市民センター、塩沢市民センター、
子育ての駅「ほのぼの」(水・土・日曜日と祝日以外)
第1希望の保育園・認定こども園

※申込みに必要な書類を全て揃え、ご提出いただいた時点で申込みが完了となります。

※書類不備の場合はこちらから連絡し、1週間以内に提出がなければ申込み取下げとみなします。

やむを得ず遅れる場合等は子育て支援課までご連絡ください。また、遅れる旨を理由・いつ頃提出可能か等含め申込書の備考欄にご記入ください。

※上記期間を過ぎてからの提出は、優先順位が低くなります。

※掲載の情報は、国及び県の通知並びに子ども・子育て会議の審議を踏まえて入園までに変更される場合がありますので、予めご了承ください。

目次

1. 手続きの流れ・・・P3
2. 今回の募集対象・・・P4
3. 教育・保育給付認定について・・・P5
4. 入園に関する事項・・・P7
5. 「1号認定の申込み」について・・・P8
6. 「2号・3号認定の申込み」について・・・P9
7. 教育・保育時間・・・P12
8. 保育料・給食費（副食費）について・・・P13
9. 南魚沼市の保育園・認定こども園一覧・・・P14
10. 各保育園・認定こども園の特徴・・・P16
11. 保育園・認定こども園
災害時（浸水・土砂・地震）の対応について・・・P20
12. お問い合わせ先・・・P21

1. 手続きの流れ

一斉申込の利用調整は
時間がかかります。

《新規入園(募集期間)》

申込書類を提出

<受付>

子育て支援課、子育ての駅「ほのぼの」、
大和・塩沢市民センター、第一希望の施設
(保育園・認定こども園)

入園審査・利用調整

入園希望者が複数人いる場合、保育の必要
性が高い順に利用施設を決定

※申込みの順番や入園月は利用調整に関係
しません。

入園決定に関する通知の送付

1月中旬頃

※処理件数の都合上、通知まで一定の期間をい
ただきます。

決定園から面談の連絡

(1月中旬～園によって時期は異なります)

入園

入園手続きは以下の
流れになります。

《途中入園(募集期間後)》

施設の空き状況を確認

- 第一希望が公営保育園
→子育て支援課
- 第一希望が公設民営園、私立園
(14・15ページ参照)
→公設民営園、各私立園、子育て支援課

申込書類を提出

<受付>

- 第一希望が公営保育園
→子育て支援課、各公営保育園
 - 第一希望が公設民営園、私立園
→公設民営園、各私立園、子育て支援課
- ※遅くとも入園希望日の3か月前には提出してく
ださい。

入園審査・利用調整

入園希望者が複数人いる場合、原則申込みに必
要な書類を全て揃えご提出いただいた順に決定
※希望施設に空き枠があり、受け入れ体制が
整っている状態であれば入園可能

入園決定に関する通知の送付

(入園決定後、順次発送)

決定園と面談日程の調整

(入園の決定通知送付前に園からご連絡する
場合もあります。)

入園

2. 今回の募集対象

①市に住所があり、保育園等の利用を希望するお子さん

②令和8年度中に生まれる予定のお子さん

③市に転入予定のお子さん

※国外にいるお子さんは入国してから申込が可能です



○令和9年度中に生まれるお子さんの入園申込を検討している方へ

・令和9年4月2日以降に生まれる予定のお子さんで、入園を希望する場合は、出生予定日の3か月前から申込みを受け付けます。

○市外に居住の場合

・市外に住所があり、南魚沼市の保育園等の利用を希望する方は、住所地の市町村にご相談ください。

○市外の保育園等を希望する場合

・市区町村によって募集期間が異なりますので、入園の募集期間に間に合うように、必要な書類を南魚沼市の窓口へ提出してください。当市から相手市区町村に入園申込みの協議をいたします。

・南魚沼市から転出する場合は、転出先の市区町村へお問い合わせください。市区町村により申込み方法が異なります。

○年度途中で産休や育休が終了する場合の入園申込について

・年度途中の入園申込みは、職員配置や定員等の関係で非常に難しい状況となっています。

・令和8年度中にお子さんが生まれ、令和9年度途中で産休・育休が終了する方、就職をする方、その他の理由で年度途中の入園が必要と思われる方は、必ず募集期間内に申込みをしてください。

入園について



申込みをすれば保育園等に必ず入園出来ますか？

残念ながら希望する保育園等に必ず入れるわけではありません。

入園希望の人数が保育園等の利用定員を上回る場合、「利用調整」を行います。



利用調整とは

・保育の必要度の高い順に受け入れます。

・「保育園等入園基準指数表」や入園申込みの内容に基づき審査を行い、保育の必要度(優先順位)を算定し、入園決定を行います。

※第1希望だけ記入しても優先順位が高くなることはありません。

入園申込書には、入園希望園を第1希望～第3希望まで記入してください。

※1号認定の利用調整方法は、各園にお問い合わせください。

園の利用定員や職員の状況によって入園ができない場合は保留となり、受け入れが可能になり次第入園となります。

※兄弟姉妹で必ずしも同じ園に入れるわけではありません。



職員さん1人で預かれる人数に限りがありますよね。

例) 0歳児は職員1人で3人まで



3.教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは

お子さんの年齢や保育を必要とする事由等により、申請内容を市町村が審査し、3つの区分の認定を行います。保育園等の利用は、認定を受けた期間内となります。また、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

※3歳未満のお子さんは認定の有効期間が最長で3歳の誕生日の前々日までとなっています。誕生月の下旬に新しい認定通知をお送りします。

※**認定内容に変更があった場合、認定変更申請をする必要があります。**虚偽の申請で教育・保育給付認定を受けた場合は、認定を取り消します。

《認定区分》 保育の必要性とお子さんの年齢に応じて区分されます。

認定区分		保育の必要性	お子さんの年齢	利用できる施設	
				保育園	認定こども園
1号認定	教育認定	なし	満3歳以上～5歳	×	○
2号認定	保育認定	あり	満3歳以上～5歳	○	○
3号認定			0歳～満3歳未満	○	○

◇教育認定…未就学児で、認定こども園等での教育を希望する場合。保護者の就労に関係なく認定を受けることができます。

◇保育認定…保護者の就労や疾病などにより、保育園等での保育を希望する場合。

《保育の必要量に応じた区分》

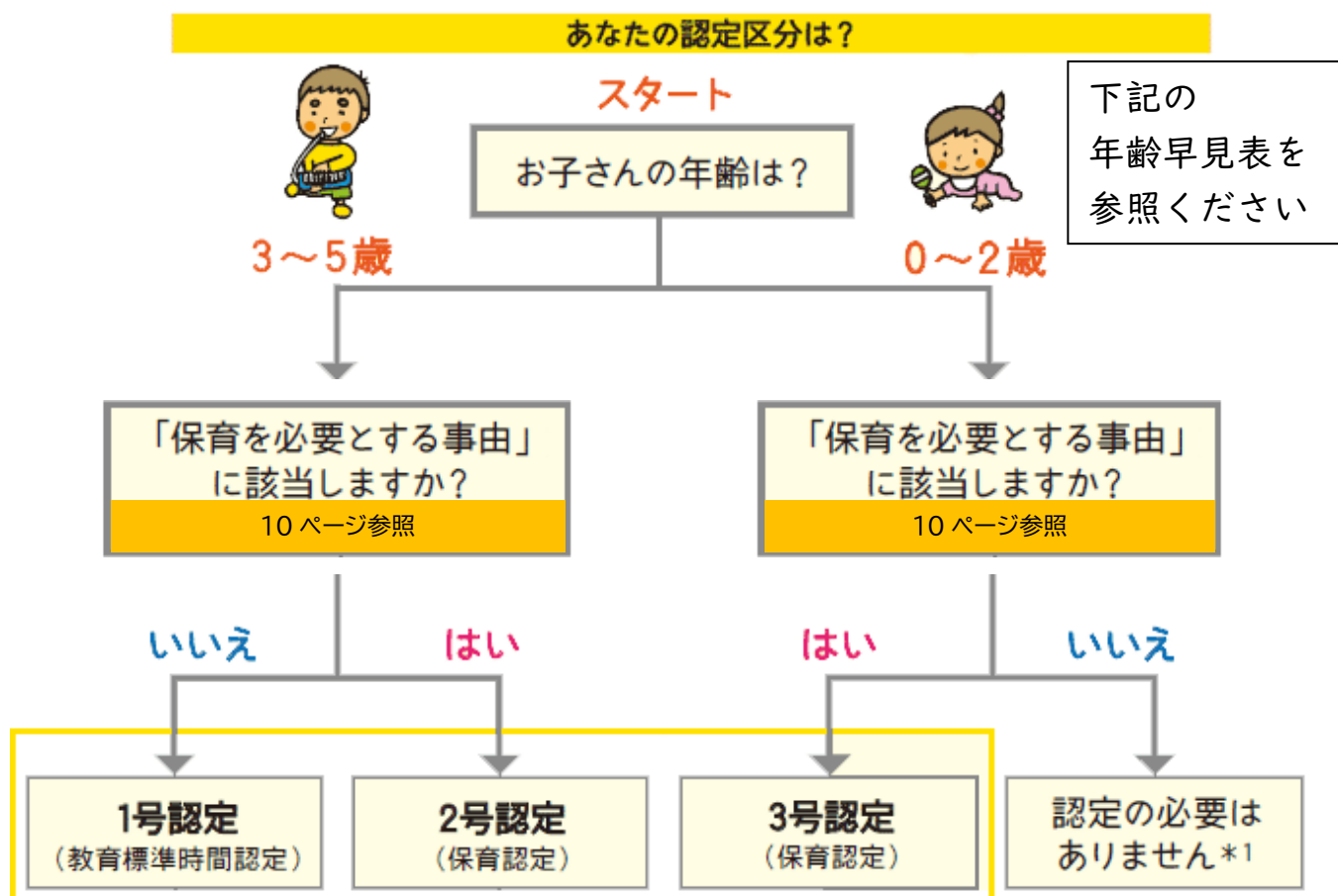
保育認定(2号・3号)については、保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります。

保育の必要量	利用時間	就労時間
保育標準時間認定	最長 11 時間/日	1ヶ月 120 時間以上
保育短時間認定	最長8時間/日	1ヶ月 64 時間以上 120 時間未満

※標準時間認定の方は、任意で短時間認定に変更することもできます。

※保護者の事由によって認定される期間が短くなる場合があります。認定期間は教育・保育給付認定決定通知でお知らせします。

～認定区分早見表～



*1必要に応じて「一時預かり事業」や「こども誰でも通園制度」をご利用ください。

■令和9年度クラス年齢早見表

クラス年齢	対象生年月日
0歳児	令和8年(2026年)4月2日 ～
1歳児	令和7年(2025年)4月2日 ～ 令和8年(2026年)4月1日
2歳児	令和6年(2024年)4月2日 ～ 令和7年(2025年)4月1日
3歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日
4歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
5歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日

※年度の途中でクラス年齢が変わることはありません。

4.入園に関する事項

《入園日・慣らし保育について》



新規入園の場合は、お子さんの負担を考慮して慣らし保育（短時間からの預かり）を行う園があります。

入園希望日は慣らし保育を考慮して決めれば良いですね。

入園希望日は以下の事項に注意してください。



～入園希望日の注意事項～

- ① 各園の受入れ年齢を満たさない年齢・月齢のお子さんは入園できません。
- ② 保育の必要な事由が「就労」の場合、慣らし保育として就労開始前の2週間を超えない期間（土・日曜・祝日含む）を入園希望日とすることができます。
例）令和9年6月1日から仕事開始→最短で2週間前の令和9年5月18日からの入園が可能
- ③ 1歳から受入れの公営園は、1歳の誕生日から「就労」となり、家庭に保育できるものがない家庭に限り、誕生日前に4日間の慣らし保育（土・日曜・祝日除く）を行うことができます。
例）令和9年6月1日から仕事開始→最短で4日前の令和9年5月26日からの入園が可能
※1歳から受入れの公営園：赤石・上原・四十日・うえだ・石打
- ④ 慣らし保育は通年で行われます。

《面 談》



新規入園が決定したお子さんは、入園前に面談を行います。面談の日程は保育園等からお知らせします。面談時にお子さんやご家庭等の状況を確認することがあります。入園申込時の状況と変更がある場合には、各園にご相談ください。

食物アレルギー等で除去食等が必要な場合、出来る範囲内で対応しております。不安なことなどはお気軽にご相談ください。

《乳児保育（0歳児保育）》

実施施設・受入れ年齢は、14 ページ以降をご確認ください。

0歳児で入園が決定したお子さんは、入園前の面談等の際に健康状態調査票（0歳児用）の用紙をお渡ししますので、かかりつけ医からの証明をもらってください。（証明料は保護者負担となります）

5.「1号認定の申込み」について

就労や介護等といった保育を必要とする理由がない場合でも、幼児教育を希望する場合は幼児教育を受けることができます。



「1号認定」は認定こども園の利用が可能です。

「保育園」は利用できません。

入園申込の方法

提出書類

(1) 教育・保育給付認定（現況確認届）申請書 兼 入園申込書

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。

※このほかに申込書の提出が必要になる場合があります。

入園希望の公設民営園、私立園に直接ご確認ください。

(2) 申込書の内容を証明する書類(対象者のみ)

対象	必要書類
ひとり親家庭 (別居のみは対象外)	父母が離婚調停中の場合のみ、 <u>申立書の写し等の証明書</u>
同居親族に障がい者がいる (お子さん本人も含む)	<u>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給していることが証明 できる書類</u>

(3) 入園(転園)申請にあたっての確認事項

確認項目をよくお読みのうえ、確認欄にチェックを記入し署名をお願いいたします。

※全ての項目に承諾、同意をいただけない場合は申請を受付けられません。

入園申込後の流れについては3ページをご覧ください。

6.「2号・3号認定の申込み」について

就労や介護等といった保育を必要とする理由がある場合、認定を受けることができます。



0歳～2歳は「3号認定」、
満3歳～5歳は「2号認定」
お子さんの年齢によって認定の名前が変わります。

入園申込の方法

(1) 教育・保育給付認定（現況確認届）申請書 兼 入園申込書

※申請内容に**変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。**
※公設民営園、私立園では、このほかに申込書の提出が必要になる場合があります。
入園希望の施設に直接ご確認ください。

(2) 申込書の内容を証明する書類(対象者のみ)

対象	必要書類
お子さんが未出生の場合 (令和8年度中にお子さんが 生まれる場合)	<u>母子手帳の写し</u> ※入園申込書の年齢欄に出生予定日を記入してください。
ひとり親家庭 (別居のみは対象外)	父母が離婚調停中の場合のみ、 <u>申立書の写し等の証明書</u>
同居親族に障がい者がいる (お子さん本人も含む)	<u>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し</u> <u>特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給していることが証明できる書類</u>

(3) 保育園等入園基準指数表

・入園(転園)希望者が施設の募集人数を超えた場合、利用調整を行います。

(4) 保育の必要な事由を証明する書類

・入園を申し込むお子さんの父母について保育の必要な事由の証明書が必要です。
・一番年齢の高いお子さんに原本を添付し、その他のお子さんには写しを添付してください。
※10 ページ《保育の必要な事由》を確認し、該当する事由に応じて 11 ページ《保育の必要な事由を証明
する書類》をご確認ください。

(5) 入園(転園)申請にあたっての確認事項

確認項目をよくお読みのうえ、確認欄にチェックを記入し署名をお願いいたします。
※全ての項目に承諾、同意をいただけない場合は申請を受付けられません。

《保育の必要な事由》(2号・3号認定)

保育園等での保育を希望する場合は、以下の保育の必要な事由に該当する必要があります。

保育の必要な事由	認定	添付書類	備考
月 120 時間以上の就労 (就労形態は問わない)	標準	就労証明書	一時預かりで対応可能な短時間 (64h/月未満)の就労は除く
月 64 時間以上 120 時間未満の就労	短		
妊娠・出産	標準	母子手帳の写し	産前6週(多胎の場合は 14 週) を含む月初日から産後8週間を経 過する日の翌日が属する月末まで
保護者の疾病・障がい	標準	保育が必要なこ とが確認できる 診断書又は手帳 等の写し	
同居親族の介護・看護	標準	手帳又は介護保 険証等の写し	保護者が主に介護・看護に携わって いること
災害復旧	標準	り災証明書等	
求職活動(起業準備を含む)	短	求職活動等申立 書およびハロー ワーク受付票の 写し	90 日を経過する日が属する月末ま で(続けて求職活動の認定を受ける ことはできません)
月 120 時間以上の就学(職業訓練校等 における職業訓練を含む。)	標準	在学証明書	原則として卒業又は退学するまでの 期間
120 時間未満の就学	短		
虐待、DVや重度障害による措置(特別な 配慮)が必要であること	標準	調査書	まずは児童相談所、保健師、子育て 支援課等にご相談ください。
保護者の資質等により適切な家庭保育環 境が確保されないと判断され、支援が必 要であること	標準 /短		育児に関する検診・面談等が義務付 けられます。 対象となる家庭へは、こども家庭サ ポートセンター及び保健師等から声 をかけさせていただきます。
育児休業中に、既に保育を利用している子 どもの継続利用が必要であること(新入園 児は育休を事由とする入園はできません)	短	就労証明書	育児休業の対象の子どもが1歳にな った日が属する年度末まで
その他、前記に類する状態として市長が認 めること	標準 /短	市長が指定する 書類	

※上記の事由に当てはまらない場合は1号認定となります。

※年度途中で事由が変更になる場合は、必ず変更申請書を提出してください。

※添付書類に関する詳細は、11 ページをご確認ください。

※標準・短時間の認定により、施設の利用時間が異なります。(5ページ《保育の必要量に応じた区分》をご確認ください。)

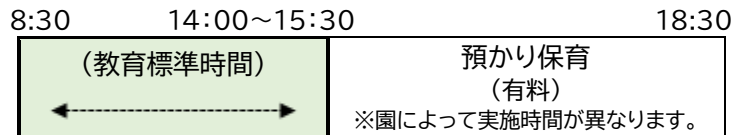
《保育の必要な事由を証明する書類》

保育の必要な事由	添付書類	注意事項
就労 (フルタイム、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労。) ※お手伝い、ボランティア等給与の発生しない活動は含みません	就労証明書 <u>(自営、農業の方も含む)⇒自営業の証明(開業から1年未満の場合のみ開業届の写し、開業から1年以上の場合は前年度の確定申告書の写しを合わせて提出してください。)</u>	・継続して入園を希望する場合も、就労証明書を添付してください。 ・自営業の場合は、経営主(代表者)に就労証明書を記入してもらってください。 <u>※自営(個人事業主)以外の方の自筆での就労証明書は受付ません。</u> ・内職の場合は、委託会社から就労証明書を記入してもらってください。その際に、就労日数・時間の記入がなかった場合は<u>自己申告で記入してください。</u> ・年度途中に就労先、勤務時間等が変わった場合は、改めて就労証明書の提出が必要です。 ・就労先が内定中の方で、就労証明書を記入してもらえない場合は、求職活動状況等申立書の「勤務先が内定」の項目を記入し提出してください。その場合利用調整の際には求職活動の指数となります。 <u>※就労先の内定証明等があり、月の就労時間が確認できる場合は就労の指数となります。</u> ・学童保育の申込みに必要な就労証明書の様式と同様であるため、上のお子さんが学童保育を利用する場合、ご自身で証明の写しをとっていただき、学校教育課に直接提出してください。子育て支援課に証明書提出後の写しの求めには応じられません。
妊娠・出産	<u>母子手帳の写し</u>	(分娩予定日、母の名前がわかるページ)
保護者の疾病・障がい	<u>診断書</u> <u>手帳等</u>	<u>保育が必要なことが確認できる医師の診断書又は身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉手帳の写し</u>
同居している親族の介護・看護	<u>手帳、医師の診断書</u>	・<u>介護認定を受けている場合は介護保険証の写し</u> ・同居ではない場合、別に申出書の提出が必要になります
災害復旧	<u>り災証明書</u> <u>等</u>	
求職活動(起業準備を含む)	<u>求職活動申立書およびハローワークの受付表</u>	・就職が決定したら就労証明書を提出してください。 ・求職活動中の認定有効期間は、<u>最長 90 日を経過する日が属する月末まで</u>となります。
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	<u>在学証明書</u>	・大学や専門学校等で発行しているもので、在学期間・月当たりの在学時間がわかる書類でも代えることができます。
育児休業	<u>就労証明書</u> (育休期間の記載のあるもの)	<u>※保育の必要な事由や内容が変わる際は、変更申請書と各種証明書を提出してください。</u>

入園申込後の流れについては3ページをご覧ください。

7.教育・保育時間

○1号認定 ※あくまでも【例】になります。園ごとに異なる場合があります。



※原則、教育標準時間を超えての利用はできません。

預かり保育の無償化について

- ・1号認定児童の預かり保育料は、以下の条件を満たす場合は「子育てのための施設等利用給付」の認定申請により、利用料の一部または全部が無償となる場合があります。
- ・手続きについては各園または子育て支援課へお問い合わせください。

4 / 1 時点満年齢	認定区分	無償化の条件	上限額 (月額)
3 歳以上	新 2 号	就労等の保育の必要性がある世帯	12, 300 円
2 歳	新 3 号	就労等の保育の必要性がある市町村民税非課税世帯	17, 700 円

※上限額は令和 8 年 10 月 1 日時点のもの

「子育てのための施設等利用給付」とは

- ・幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料を無償化する制度です。
- ⇒認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター

○2号・3号認定 ※「公営保育園」の利用時間を【例】としています。

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
(保育標準時間)最大 11 時間まで				延長保育 (有料)
延長保育 (無料)	(保育短時間)最大 8 時間まで		延長保育 (有料)	※実施園のみ

- ・認定時間を超えて利用する場合は、延長保育となります。
- ・延長保育の利用は、原則、保護者が就労等の理由で通常の降園時間にお迎えに行くことができない場合にご利用になれます。

※私立園をご利用の場合は、利用する園にお問い合わせください。

《土曜・休日保育》

土曜日や休日でも父母ともに仕事があるのですが、保育園等は利用できますか。



就労等の特別な事情がある場合は、利用可能です。(実施施設は 14~15 ページ)
お弁当や寝具が必要な園もあります。詳細は利用園にお問い合わせください。
日曜・祝日の休日保育は「たんぽぽ保育園」にて実施しています。



(1)通常保育時間(標準時間認定 18:30 まで、短時間認定 16:30 まで)に係る利用料の別途徴収はありません。延長保育に関する時間及び料金は平日と同様です。

(2)休日保育の利用を希望する方は、利用登録をする必要がありますので、市役所子育て支援課(本庁舎)までお越しください。なお、休日保育を利用した場合、代替休日を取得する必要があります。

※0、1歳児でむいかまちこども園の土曜保育を希望する方は、申込みをする前に必ず園に連絡してください。

8.保育料・給食費(副食費)について

<保育料>

- ・市内在住の0歳児から2歳児は令和7年度より全額市が負担しています。(無償化)
- ・3歳児から5歳児は国の制度により令和元年 10 月1日から全額無償となっています。

<給食費(副食費)>

- ・0歳児から2歳児は保育料に含まれています。
- ・市内在住の3歳児から5歳児は 5,100 円まで市が補助しています。
※5,100 円を超えた分及び主食費につきましては実費負担となります。
詳しい金額につきましては園にご確認ください。

保育料無償化と副食費の負担軽減に伴う保護者の手続きは不要です。

※保育料・副食費は無償化になりましたが、引き続き保育料階層区分の判定を行います。

※市外にお住まいのため、保育料算定の基となる年度の住民税の情報が南魚沼市にない場合は、転入前の住所地での課税状況を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。海外からの転入又は海外にお住まいの方は、住民税相当額を算出するため、収入証明書等の提出をお願いします。

※延長保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。

9. 南魚沼市の保育園・認定こども園一覧

注)定員は現在の予定であり目安です。入園開始時期までに変更する場合があります。

	施設名	項目 住所 電話	定員 ※1	受入れ 年齢 ※3	開園 時間	土曜保育 実施園	特別 保育等	一時 預かり	1号 認定
大 和 地 域	三用保育園	前原町 847 ☎025-779-3051	55	6ヶ月～	7:30～ 19:00	大崎 保育園		○ 8ヶ月～	
	赤石保育園	茗荷沢 710-1 ☎025-779-3008	45	1歳～	7:30～ 18:30				
	大崎保育園	大崎 3329-3 ☎025-779-2762	85	6ヶ月～	7:30～ 19:00				
	数神保育園	九日町 1632-1 ☎025-777-2331	85	6ヶ月～	7:30～ 19:00				
	(公私連携) (保育所型認定こども園) 浦佐認定こども園	浦佐 5278-9 ☎025-777-5560	200	2ヶ月～	7:30～ 19:00	○	・子育て支援 センター ・病児(別棟)	○ 6ヶ月～	1号 認定
六 日 町 地 域	上原保育園	上原 241-1 ☎025-775-2114	55	1歳～	7:30～ 18:30	八幡 保育園			
	あおば保育園	泉甲 241-1 ☎025-775-2274	85	6ヶ月～	7:30～ 19:00				
	五日町保育園	五日町 2262-1 ☎025-776-2155	60	6ヶ月～	7:30～ 19:00				
	四十日保育園	四十日 443 ☎025-776-3551	55	1歳～	7:30～ 18:30				
	五十沢保育園	宮 677-2 ☎025-774-2066	90	6ヶ月～	7:30～ 19:00			○ 8ヶ月～	
	八幡保育園	六日町 19-5 ☎025-772-2715	100	6ヶ月～	7:30～ 19:00				
	(公設民営) (保育所型認定こども園) めぐみ野こども園	西泉田 201-6 ☎025-773-5257	70	2ヶ月～	7:00～ 19:00	○		○ 3ヶ月～	1号 認定
	(私立) (幼保連携型認定こども園) 野の百合こども園	六日町 1225-1 ☎025-772-2627	110	3ヶ月～	7:30～ 19:00	○	・子育て支援 センター ・病後児	○ 3ヶ月～	1号 認定
	(私立) (幼保連携型認定こども園) むいかまちこども園	余川 1519 ☎025-772-4577	60	1歳～	7:30～ 19:00	○ ※2	・子育て支援 センター	○ 1歳～	1号 認定
	(私立) たんぼぼ保育園	坂戸 347-9 ☎025-773-2556	107	2ヶ月～	7:00～ 19:30	○	・休日保育	○ 2ヶ月～	

	施設名	住 所 電 話	定員 ※1	受入れ 年 齢 ※3	開園 時間	土曜保育 実施園	特別 保育等	一時 預かり	1号 認定
塩 沢 地 域	うえだ保育園	長崎 30-2 ☎025-782-0092	55	1歳～	7:30～ 18:30	牧之 保育園		○ 8ヶ月～	
	牧之保育園	中 700 ☎025-782-1746	80	6ヶ月～	7:30～ 19:00				
	舞子保育園	仙石 1-16 ☎025-782-0436	65	6ヶ月～	7:30～ 19:00				
	石打保育園	下一日市 737-1 ☎025-783-3624	45	1歳～	7:30～ 18:30				
	(私立) (幼保連携型認定こども園) 金城幼稚園・保育園	塩沢 1393-1 ☎025-782-0608	80	3ヶ月～	7:30～ 19:00	○ 18:30 まで	・子育て支援 センター	○ 6ヶ月～	1号 認定
	(私立) (保育所型認定こども園) わかば保育園	塩沢 605-2 ☎025-778-2038	75	3ヶ月～	7:00～ 19:00	○ 18:30 まで	・子育て支援 センター ・病後児	○ 6ヶ月	1号 認定
	(私立) (保育所型認定こども園) 南魚沼どんこ保育園	大木六 596-3 ☎025-788-0592	87	2ヶ月～	7:00～ 20:00	○	・子育て支援 センター	○ 2ヶ月～	1号 認定

※1. 定員数は令和8年4月1日時点の人数となります。

※2. 0、1歳児クラスでむいかまちこども園の土曜保育を希望する方は、申込みをする前に必ず園に連絡してください。

※3. 1歳から受入れの公営園(赤石保育園・上原保育園・四十日保育園・うえだ保育園・石打保育園)は、0歳児クラスがないため1歳児クラス(1つ上のクラス)でのお預かりになります。また、離乳食対応をしていない園になりますので6ヶ月から受入れの公営園とは保育・給食等の対応が異なります。

※西五十沢保育園は宮保育園と統合し、令和8年4月1日から「五十沢保育園」に変更となりました。

※上町小規模保育園は令和8年3月 31 日をもって閉園となりました。

10. 各保育園・認定こども園の特徴

※市や各保育施設のウェブサイトにも情報を載せてありますので、参考にご覧ください。

[市ウェブサイト](#) > [子育て](#) > [保育園・幼稚園・認定こども園](#)

※具体的な保育内容については各園にお問い合わせください。

保育園・認定こども園	特徴・保育目標
公営保育園	市内に 14 施設あります。 保育目標 「なかよく げんきに のびのびと」 各園が持つ環境資源や行政とのつながりを最大限活かしながら、保護者のニーズに沿った保育を目指します。 主な活動 園庭開放、子育て相談、世代間交流、親子遠足、七夕祖父母お招き会、夏祭り、運動会等
浦佐認定こども園	保育・教育理念 「いつもこどもを真ん中に」こども主体の保育を目指す 保育目標 ・豊かな感動体験から学びあう子どもを育てる ・遊びを通して「意欲」「思いやり」「判断力」を育む ・地域の未来を担う子どもたちを地域全体で育てる 育ってほしい子どもの姿 1. 自分の楽しいを見つけ、夢中になれる子 2. 自分から進んであいさつ出来る子 3. 自分や相手を大切に出来る子 4. 自分の気持ちを表現出来る子 5. 自分で考えて行動出来る子 6. 失敗しても諦めず挑戦する子 保育の特色 ・畑づくり→クッキング、お出かけ遠足、魚つかみ/魚炭焼き大会、おみこしワッショイ！こども園夏祭り、お泊り保育、コンサート等・主体的な活動を通し育み学び合う。 ・八色の森公園、美術館、サッカーグラウンド、病院、小中高大学校、山や川と豊かな自然、物、人的すべての環境を活かし豊かな感動体験・子どもも大人もチャレンジャー。 ・心身特に神経系発達を促す為、サッカー教室を実施（年長児）。 ・選書された子どもにとって良い絵本を沢山揃え、日々の読み聞かせ、貸し出し及び、わらべうたや歌い継がれてほしい素晴らしい歌を日常に・豊かな心を育む。 ・外国籍児の受け入れ及び地域の子供達との国際交流のかけはしとなる。 ・子どもだからこそ本物を。
めぐみ野こども園	六日町西泉田にある保育所型認定こども園で、0歳～5歳までの子どもたちの笑顔が輝く園です。園の特徴の広い園庭では、草花・小動物等自然に触れ合いながら子どもたちの「やりたい」気持ちが発揮されるようにと、さまざまな環境の工夫をしています。 保育理念 ・博愛、清潔、キリスト教精神です。 保育目標 『生きる力と思いやりを持った子に育つ』 1. 「自分は愛されている」という喜びを持てる。 2. 自分の言いたいこと、したいことを表現できる。 3. 決められたことを自分の気持ちでできる。 4. 食教育で健康な心と身体が育つ。 5. 遊びを通して基本的な生活習慣を身につける。 主な活動 ・生まれた月のお誕生会には保護者の方をお招きして、一年に一回の大切な日をお家の方やお友達、職員みなでお祝いします。 ・園庭の田んぼや畑でこしひかりや野菜を育て、収穫の喜びと食べる喜びが感じられる体験をします。 その他にも様々な活動に取り組み、保護者の皆様と一緒に子ども達の育ちを支えていきます。

野の百合こども園	当園は、子育て支援センターと放課後児童クラブを併設した幼保連携型の認定こども園です。0歳児から学童児まで一貫した教育・保育を行っているため、慣れ親しんだ環境で安心して育つことが大きな魅力です。 自然を感じ、美しい言葉や音楽に触れ、身体を動かし、好きな遊びを見つけ、和食や手づくりのおやつをいただく。こんな毎日の中、創立より受け継いできた「一人ひとりを愛する心」を大切に、ご家庭や地域の皆様とともに、子どもたちを育んでまいります 教育・保育目標 「生きる力と思いやりを持った子に育つ」 1. 「自分は愛されている」という喜びを持てる 2. 自分の言いたいこと、したいことを表現できる 3. 決められたことを自分の気持ちで出来る 4. 食教育で健康な心と身体が育つ 5. 遊びを通して基本的な生活習慣を身につける 園前に広い原っぱの「芝生園庭」ができました。大型遊具のある「野の百合広場」、砂場や築山、ハーブや果実のある「園庭」に加え、子どもたちのお気に入りの場所が増え、遊びの幅も広がっています。
むいかまちこども園	教育・保育目標 自分の力でやりぬく子ども 保育方針 職員のモットー 「やさしく・きびしく・あたたかく」 子どもたちに接し一日一日を大切に保育に邁進します。 教育・保育 広い園庭でのびのび遊び、沢山の経験と沢山の友達に出会うことで、一人ひとりの成長しようとする無限の可能性をぐんぐん引き出していきます。又沢山の友達と協力したり、時にはケンカもしながらコミュニケーション力を学んでいきます。 造形・音楽・言語・表現と幅広い保育活動を体験することで「生きる力」を育んでいきます。家庭とは異なる集団生活の中で人の話を聞くこと、人に迷惑をかけないこと、あいさつ、返事等、社会生活の土台作りを大切に、就学前に身につけておかななくてはならないことをくり返し指導しながら、無理なく身につけていきます。又、小学校へ入学し机に向かいきちんと先生の話が聞けることも目標とし、保育を進めています。 子どもたち一人ひとりが主役です 鼓隊・わんぱく大賞・賞詞授与・わくわく保育・園外活動 いつでも保育見学 一人ひとりの成長を大切にしていると同時に保護者の皆様から1人ひとりを大切に考えてもらうためにも、普段の飾らない子どもたちの姿を見て頂きたく、いつでも自由に保育見学ができる毎日が自由参観日となっています。園と家庭が共に協力・相談しながら子どもたちの成長を楽しむ園です。 ※0、1歳児で土曜保育を希望する方は、申込をする前に必ず園に連絡してください。

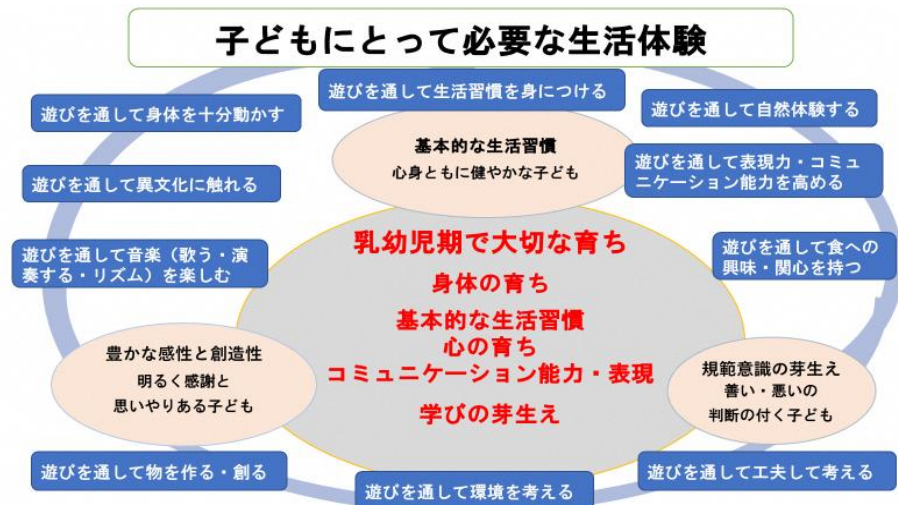
たんぽぽ保育園	保育目標 ①明るいい子：「感じたこと」「自分の気持ち」を素直に表現できるよう、子どもの発達や発育を適切に見守り、子どもの気づきを大切にしていきます。 ②思いやりのある子 ・お友達との関わり合い、地域の方との関わり合いなどから、周りを思いやる気持ちを育てていきます。自ら学ぶ子・保育活動の中で様々なことを経験、体験し、自ら考え、学んでいける環境作りをしています。 ※保育の一環として、一日の活動の一部にヨコミネ式を取り入れています。ヨコミネ式では、「自ら考え、自ら判断し、自ら行動・実践する」ことを大切にしています。頑張った先の喜びや悔しさに出会い、自信をつけて自ら成長していく子ども達を応援していきます。 保育方針 ・乳幼児期の発育発達を適切に見守り、子ども達が健康な体、明るいい心、そして仲間と協力しあえる行動を身につけ「させる」保育ではなく、子ども達の気づきを大切にし、自ら考え自ら行動する子ども達に成長の手助けをする。 ・安心して子育てができるよう家庭、保育園、地域社会の役割を認め合い子育ての支援をする。
わかば保育園	保育理念 一人ひとりが自己を発揮できる環境を用意することにより、乳幼児の健全な心身の発達と家庭における子育て支援を図る。 保育目標 ・明るく健康な子ども (心身ともに健康で、自分の思いを素直にあらわせる子ども) ・思いやりの心を持つ子ども (自分自身や自分の周りの人、物を大切にできて感謝の心を忘れない子ども) ・考える子ども (身近な環境の中で興味や関心を持って遊べる子ども、善悪の判断のつく子ども、人の話を聞いたり理解することができて、言葉のやりとりをたのしめる子ども) 1歳児から5歳児までの年齢に合ったリズム運動を取り入れ、体で表現する楽しさ・リズムをきざめる体づくり・身体のバランス力を高める活動に力をいれています。 行事での保育参観を通し、子どもの見取り方や認め方を高め家庭における子育て支援を図ります。

金城幼稚園・保育園

幼保連携型認定こども園 金城幼稚園・保育園で大切にしていること

教育・保育基本方針：乳幼児期は「人格の基盤」をつくる大切な時期である
心身ともに健やかに生活する中で、子どもにとって必要な体験を通して一人ひとりの
発達状況に応じた支援を行い、明るく感謝と思いやりを持ち、善悪の判断ができる
子どもを育ててまいりたいと考えております。

認定こども園の乳幼児教育目標



幼保連携型認定こども園 金城幼稚園・保育園の特色

平成 20 年 4 月、「金城幼稚園・保育園」は、地域子ども達にとってよりよい環境を作るため、幼稚園・保育園・児童館までを含めた一体型施設の運営を行う「認定こども園」の認定を新潟県で初めて受けました。認定こども園では、乳幼児から放課後児童クラブまで一貫した保育・幼児教育を行います。

- ・子ども料理教室・スキー教室・国際理解教育・高齢者施設「ゆきつばき・つばき園・わかば」と定期的な交流・環境理解教育や季節ごとに日本や地域の伝統的な行事などを行います。
- ・保護者が働いている・働いていないにかかわらず利用が可能です。
- ・集団活動・異年齢交流に必要な子どもの集団を保ち、健やかな育ちを支援します。
- ・充実した子育て支援事業で、子育て家庭を応援します。

幼稚園設置基準・(保育所)児童福祉施設最低基準・認定こども園認定基準の 3 つの基準に加え、(児童館)児童厚生施設最低基準のすべてが整った施設です。各種有資格者の配置数・教職員キャリアパス等研修制度・園舎及び園庭面積・施設設備等が充実しています。

南魚沼どろんこ保育園

保育理念

にんげん力。育てます。

「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、

“自分で考え、行動する思考”を育み、若者が「0 を 1 に変える力」で課題や困難に向き合うたくましい未来を創ります。

保育目標

① センス・オブ・ワンダー

自然の中に沢山足を運び、自然の中での発見から、生死などの「環境認識」を。乳幼児期のうちから外遊びを「日常化」させることに重点を置き、子ども達の「原体験(※)」を大切に考えています。

(※) 原体験…自然物で物を作ったり、遊んだりという生活の基礎基本。

② 人対人コミュニケーション

園外では「すれ違った全ての人」と挨拶を交わすことを園の約束としています。『物怖じせず誰とでも目を見て話ができる子ども』を育成します。

保育の 3 つのこだわり

① 裸足保育

～足指で地面を捉える力を育てる～「背中を見せる保育」を実践

② 異年齢(3・4・5 歳児)保育

～“自分で判断して行動する力”と“リーダーシップ”の育成が目的～

③ 機会を排除しすぎない保育

～必要な機会を排除する「ダメ」という言葉を私たち保育士は使わない～

11. 保育園・認定こども園 災害時(浸水・土砂・地震)の対応について

南魚沼市 子育て支援課

水害・土砂災害や地震が発生し、園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受入れが困難な場合に、休園の措置をとることがあります。保護者の皆様には、緊急時には速やかな行動がとれるようご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

水害・土砂・地震ともに、危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で(園からの連絡を待たずに)お迎えに来ていただいて構いません。園から連絡できない事態が発生すること考えられます。早めの判断と対応が、お子さんの安心・安全に繋がります。

【気象に関する避難情報発令】(FMゆきぐに・防災ラジオ・緊急情報メール・広報車・テレビ)

		保育中	登園前(午前6時)
レベル3	高齢者等避難	園児を引き渡します	休園します 解除されるまで園児の受け入れはしません。
レベル4	避難指示	休園します	
レベル5	緊急安全確保	在園児がいる場合、園児とともに避難所に避難	

※当該地域に発令された場合になります。自動的には休園措置になりません。

【浸水地域の施設】

名 称	想定浸水深	避難先
浦佐認定こども園	0.5m～3m未満	浦佐小学校
あおば保育園	0.5m 未満	泉集落開発センター2階
めぐみ野こども園	0.5～3m 未満	避難デッキ(玄関上)
たんぽぽ保育園		保育園2階、ディスポート又は坂戸城
野の百合こども園	0.5m 未満	こども園2階
牧之保育園		保育園2階
舞子保育園		中之島改善センター2階

【土砂災害地域の施設】

名 称	予想災害	避難先
五日町保育園	土石流	雪国スポーツ館
金城幼稚園・保育園	地すべり	塩沢小学校

【市内で 震度5強以上 の地震が発生】

保育中	園児を引き渡します 園児の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に園児を誘導します。園舎や周辺の被害状況を確認して、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開しますが、安全な保育が難しいと判断される場合は、保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。 ※私立園は園によって基準が異なる場合があります。
登園前	休園します (安全が確認できるまで園児の受け入れはしません。)

12.お問い合わせ先

☆【総合窓口】入園手続、保育料、認定

南魚沼市子育て支援課（保育班） ☎025-773-6822

☆健診・要支援児・遊びの教室の申込みに関すること

南魚沼市健康推進課 ☎025-773-6811

☆遊びの教室の内容に関すること

子育て支援センター ☎025-772-7754

☆保育内容・方針・保育園見学など

各保育園・認定こども園にお問い合わせください。

（☎ p.14~15 参照）

